

一般財団法人太田市行政管理公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人太田市行政管理公社と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を群馬県太田市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、太田市の公共施設の管理及び運営の受託並びに公共的事業の実施を行い、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 太田市から委託を受けて行う太田市の公共施設の管理及び運営に関する事業。
- (2) 太田市国際交流協会・太田市文化スポーツ振興財団・太田市勤労者福祉サービスセンター・太田市シルバー人材センター・太田市健診センター・太田市社会福祉協議会・太田市土地開発公社等への職員の出向に関する事業。
- (3) 公園の維持管理に関する事業。
- (4) その他当法人の目的に資するための事業。

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価格)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価格は、次のとおりである。

住 所 群馬県太田市浜町2番35号

設立者 太田市長 清水聖義

拠出財産及びその価格 現金 3,000,000円

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第7条 当法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(選任及び解任)

第8条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期については、前任者の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第10条 評議員の報酬は、1日当たり8,000円を超えない範囲で支給することができる。

第2節 評議員会

(権限)

第11条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第12条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、予め理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第14条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第16条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 一般社団・財団法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第17条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につ

いて、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 18 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第 4 章 役員及び理事会

第 1 節 役員

(役員)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

(選任等)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長は、理事会において選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務・権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

(解任)

第 25 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において解任することができる。
ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 26 条 理事及び監事の報酬は、1 日当たり 8,000 円を超えない範囲で支給することができる。

(取引の制限)

第 27 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人と
その理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 28 条 当法人は、理事及び監事の一般社団・財団法人法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 2 節 理事会

(権限)

第 29 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(開催)

第 29 条の 1 理事会は、定時理事会として毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催することができる。

(招集)

第 30 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、予め理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第 31 条 理事会の招集通知は、会日の 5 日前までに各理事及び各監事に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 前項に関わらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 35 条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般社団・財団法人法第 197 条において準用する同法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(理事会規則)

第 37 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第 39 条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一

部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 40 条 当法人は、基本財産の滅失による公社の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第 41 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、公社と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金・残余財産の分配を行わない。

第 6 章 附 則

(設立時評議員)

第 42 条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	横山 溥	群馬県太田市本町 44 番 16 号
	大谷 恒雄	群馬県太田市岩瀬川町 248 番地
	前嶋 進	群馬県太田市藤久良町 27 番地 18
	八須 利秋	群馬県太田市台之郷町 958 番地 3
	吉田 稠	群馬県太田市脇屋町 575 番地 1

(設立時役員)

第 43 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	清水 聖義	群馬県太田市飯田町 773 番地
	林 弘二	群馬県前橋市下大島町 799 番地 1
	椎名 行司	群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸 969 番地
	相澤 邦衛	群馬県太田市出塚町 313 番地 2
	山崎 昭	群馬県太田市新田木崎町 966 番地
	松田 賢治	群馬県桐生市新里町新川 1159 番地 18
	菊地 浅美	群馬県太田市大鷲町 158 番地
	金子 一男	群馬県太田市藤阿久町 214 番地 66
	菊地 孝壽	群馬県太田市大鷲町 78 番地
設立時代表理事	清水 聖義	群馬県太田市飯田町 773 番地
設立時監事	上原 隆志	群馬県太田市高林東町 2344 番地 1
	服部 政美	群馬県太田市八幡町 25 番 14 号

(最初の事業年度)

第 44 条 当法人の最初の事業年度は、公社成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(法令の準拠)

第 45 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人太田市行政管理公社の設立のため、設立者 太田市長 清水聖義の定款作成代理人司法書士 松本 徹は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成21年3月19日

設立者 群馬県太田市浜町2番35号
太田市長 清水聖義

群馬県太田市飯田町972番地
(登録番号 群馬司法書士会 第456号)
定款作成代理人 司法書士 松本 徹

附則

平成25年7月1日 一部改正

この改正定款は、平成25年7月1日から施行する。

平成31年3月25日 一部改正

この改正定款は、平成31年3月25日から施行する。

令和4年3月28日 一部改正

この改正定款は、令和4年3月28日から施行する。